

市立学校で発熱症状や新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合の対応について (令和3年5月11日)

宗像市教育委員会

1 児童生徒等の発熱時の対応

児童生徒等に発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養させてください。この場合、欠席扱いにはなりません。なお、必ず保護者から学校に対し詳しい症状(発症日、体温等)の連絡をお願いします。

2 発熱などの症状がある場合の対応

(1) かかりつけ医などの地域で身近な医療機関へ電話相談を行う。

・相談した医療機関で診察・検査ができる場合→医療機関を受診

・相談した医療機関で診療・検査ができない場合 →(2)へ

※ 相談する医療機関に迷った場合 →(2)へ

(2) 宗像・遠賀保健福祉環境事務所(受診・相談センター)に相談する。

| | | |
|----------------|---------------|--------------|
| 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 | 平日 8:30~17:15 | 0940-36-6098 |
| 「受診・相談センター」 | 夜間・休日 | 092-643-3288 |

※ 今の症状でどうしたらいいか悩んだ場合

◆大人の場合 福岡県救急電話相談・医療機関案内(24時間受付 年中無休)

#7199 つながりにくい場合は、092-471-0099

◆子供の場合 福岡県小児救急医療電話相談 #8000

(平日19時~翌朝7時 土曜日12時~翌朝7時 日・祝日7時~翌朝7時)

3 市立学校の児童生徒又は教職員等学校関係者の感染が確認された場合の対応

(1) 児童生徒又は教職員等の感染が確認された場合

⇒発生が確認された時点で、該当する学校の臨時休校の検討及び校内の消毒を実施します。

・保健所による濃厚接触者の特定が行われ、該当者には、学校又は保健所から連絡します。

・濃厚接触者の状況及びPCR検査の結果を踏まえ、臨時休校実施の有無及び期間を決定します。

(2) 児童生徒又は教職員等が濃厚接触者と特定された場合

⇒対象の児童生徒は、学校保健安全法第19条による出席停止の措置を行います。教職員についても出勤しないこととします。検査結果が陰性だった場合も、潜伏期間等を考慮し、医師・保健所の指示する期間、又は、PCR検査の実施日から14日間は健康観察(自宅待機)を行います。

(3) 児童生徒又は教職員等の同居家族が感染疑いによりPCR検査を受ける場合

⇒児童生徒及び教職員等は、家族の検査結果が判明するまでは自宅待機とします。結果が陰性の場合には登校(出勤)が可能となります。陽性の場合には引き続き自宅待機をし、保健所の指示のもとPCR検査を受けることになります。

4 臨時休校が決まった場合の連絡について

学校から一斉メールでお知らせします。メールアドレスを登録されていない方には、個別に連絡があります。

5 注意事項

児童生徒本人だけでなく、同居のご家族の中で新型コロナウイルス感染症との診断を受けた、又はその疑いがあると分かった場合は、速やかに学校に連絡をお願いします。